令和　　年　　月　　日

　諫早市長　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒 |
|  |  |
| 氏　　名 |  |
| 電話番号 |  |

令和　　年度諫早市高度処理型浄化槽設置費補助金

交付申請内容変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付　　諫経第　　　　号で交付決定の通知があった標記補助金の申請内容について、下記の申請内容の変更の承認を受けたいので、諫早市補助金等交付規則第１２条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１．変更の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

２．変更の理由

３．関係書類

　　(1) 交付申請書に添付した関係書類のうち、変更となる書類

　　(2) その他市長が必要と認める書類

（このページは提出不要です）

○変更承認が必要となる変更事項および関係書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | 関係書類 | 申請時期 | 備考 |
| 補助対象経費の額 | ・補助対象工事に係る見積書の写し（内訳が明記されたもの） | 原則  着工前 |  |
| 浄化槽の型式  （処理対象人員の増減を伴うもの） | ・補助対象工事に係る見積書の写し（内訳が明記されたもの）  ・事業計画書  ・建築確認済証の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届受理書の写し  ・浄化槽設置届出書一式の写し  ・全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽管理票（Ｃ票）及び登録証（１０人槽以下のみ） | 着工前 | ※着工後の変更は、原則認められません。 |
| 補助対象工事の予定期間 | ・事業計画書 | 変更後 | 工期延長は、最長で当該年度の３月２４日までです。  ※工事請負契約締結後に工事期間を変更した場合は、変更契約が必要となり、実績報告書へ当該変更契約書の写しの添付が必要となります。 |
| 補助対象者の死亡に伴う相続人による地位の承継 | ・浄化槽管理者変更報告書の写し  ・法定検査依頼書、誓約及び承諾書の写し  ・市税等を滞納していないことが確認できる書類  ・諫早市高度処理型浄化槽設置費補助金交付申請に係る補足調書 | 変更後 | 「補助事業遂行承認申請書」にて申請してください。  ※相続人に市税等の滞納がある場合は、補助金の交付決定が取消しになります。 |
| 高度処理型浄化槽の設置場所と現住所が異なる場合の居住予定者の変更 | ・諫早市高度処理型浄化槽設置費補助金交付申請に係る補足調書 | 変更後 | 補助対象要件に関係します。  ※補助対象要件に該当しない（汚水処理の未普及解消につながらない）場合は、補助金の交付決定が取消しになります。 |
| 事業中止からの事業再開  ※補助金の交付決定を受けた後に事業中止をした（事業中止報告書を提出し、市から承認通知を受けた）場合で、同一年度内に事業を再開する場合 | ・事業計画書  ※その他、初回の申請内容から変更が生じたものがあれば、それに準じた関係書類を提出してください。 | 再開時  （着工前） | 変更承認申請書の１．変更の内容に記載する内容は、変更事項に「事業の再開」とし、変更前・後欄は記入不要です。 |
| その他の変更（軽微な変更にあたらないもの） | 市経営管理課（諫早市役所別館１階）に直接ご相談ください。 | | |
| 軽微な変更 | 申請内容変更届出書様式の２ページ目（印刷不要欄）をご確認ください。ただし、上記の変更と併せて軽微な変更を行う場合は、変更承認申請にまとめてください。 | | |

注１　申請時期が「原則着工前」の場合で、着工後に変更を余儀なくされた場合には、着工後の申請でも可とします。ただし、申請時にその旨をご説明ください。

注２　申請時期が「変更後」となっているものは、変更後、速やかに申請してください。

　　　（浄化槽に係る所要の手続きを済ませておくこと。）